

岡山理科大学附属高等学校における
学校いじめ防止基本方針

平成25年9月

平成30年5月(新)改訂版

岡山理科大学附属高等学校

いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法 第2条】

I 基本方針

1. いじめに対する基本認識と考え方

いじめは、全ての生徒に関係する問題であり、生徒がいじめを行わないことのみならず、いじめを認識しながら、助長・傍観しないよう、いじめられた生徒の心身に及ぼす深刻な影響について、全ての生徒が十分に理解できるようにさせる。

また、いじめはいじめられた児童生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある行為であることから、いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、いじめ防止等の対策にとり組む。

いじめ問題は、学校を含めた社会全体に係わる重要な課題であり、いじめのない社会を実現するため、大人一人一人が、自他の人権を尊重する意識を持ち、学校のみならず、規範意識や他者との関係づくり等を学ぶ場である家庭、児童生徒を見守り成長を育む場である地域、そして関係機関及び団体がそれぞれの役割と責任を自覚して連携して取り組む。

※すべての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」という認識をもち、いじめはすべての生徒に関する問題であり、生徒がいじめを行わないことのみならず、いじめを認識しながら、助長・傍観をしないよう、すべての生徒に理解させる。

- (1)いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- (2)いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3)いじめる生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4)保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

2. 未然防止に向けて

学校の教育活動全体を通じて行い、「いじめは人権を侵害する決して許されない行為である」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、人格を尊重しあえる態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養い、自己指導能力を育成する。

また、いじめの背景にあるストレスの要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育くむことが必要である。生徒の訴える力の育成や、見て見ぬふりをせず、互いに支え合う風土づくりや、すべての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりや、落ち着いた学習や学級活動の基礎となる学習規律や生活規律の定着も重要である。これらに対処するため教職員の資質向上やその他のいじめ問題への対策を点検・評価し改善にいかす仕組みの確立が必要である。

さらに、スマホ等によるSNS等の普及に伴い、潜在化している問題を考慮し情報モラルに関する生徒への教育や保護者への啓発が必要である。

* 人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、生徒たちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1)生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- (2)道徳・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- (3)学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- (4)教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5)常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6)教員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- (7)地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

3. 早期発見に向けて

大人が生徒の小さな変化に気づく力を高める事が必要であり、小さな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって早い段階からの確に関わりを持ち、隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。そのため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい環境整備、家庭、地域と連携して生徒を見守り育てる意識が必要である。さらに、ネット上いじめへの対応として、継続したSNS等の利用実態の把握と指導に努める。

*いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- (1)生徒の声に耳を傾ける。(アンケート調査、個別面談等)
- (2)生徒の行動を注視する。(校内巡視、チェックリスト等)
- (3)保護者と情報を共有する。(電話・メール、家庭訪問、PTAの会議等)
- (4)地域と日常的に連携する。(地域行事への参加、関係機関との情報共有等)

4. いじめへの対処

いじめの疑いがあることが確認された場合、特定の教職員が情報を抱え込むことなく、直ちに情報を共有した上で、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、教職員が連携して組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

いじめは許すことのできない行為であることを教育委員会・校長が毅然とした態度で示すとともに、教職員は平素からいじめを把握した場合の対処のあり方について理解を深め、組織的な対応を可能とするような体制の整備が必要である。

*いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消を目指す。

- (1)いじめられている生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- (2)いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (3)学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。

- (4)校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- (5)いじめた生徒には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (6)法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (7)いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行う。
- (8)必要に応じて、県が設置しているサポート機関の活用を図る。

II 学校の取組

1. 目的

いじめ問題の早期発見・解消と未然防止に向けた取組。

2. 取組

(1)相談体制の拡充

○スクールカウンセラーの活用

スクールカウンセラーにより、相談機能を高める。

○緊急窓口の整備

深刻な事案に迅速に対応できるよう相談窓口を教育相談室に設置し、いじめ相談に対応する。

(2)実態把握の改善

○アンケート調査、校内巡視、チェックリスト活用等を実施する。

(3)教員の取組

○いじめ対策マニュアル、指導資料の活用

文科省：県教委配布資料の活用

○教員研修の実施

岡山県総合教育センター等が実施する、いじめ防止にかかわる研修

(4)生徒の自主的な取組

○生徒が主体となって活動する場の設定

生徒会において、生徒が自発的・自主的にいじめを考え、自ら改善に向けた活動を進められるよう指導する。/

○生徒の行動指針の策定

生徒会で、「いじめ防止宣言」を策定する。

(5)いじめ防止強化月間の設置

○6月・12月に集中して、いじめ防止にかかわる学習が展開できるようにする。

(6)教職員の指導力向上

○いじめの詳細な分析

いじめアンケート調査を実施し、報告されたいじめの状況を詳細に分析し、指導に生かす。

○インターネットを通して行われるいじめの防止

携帯・インターネット問題の把握や、情報モラルに関する指導法の充実・改善に努める。

3. 今後の取組

(1) スクールソーシャルワーカーの配置

○家庭環境等に起因するいじめに対応するために、スクールソーシャルワーカーの配置を検討する。

(2) 道徳教育・人権教育の改善充実

○いじめの内容を盛り込んだ道徳・人権資料を作成していく。

Ⅲ 保護者・地域との取組

1. 目的

いじめ問題の早期発見・解消と未然防止に向けた家庭、地域と連携した取組みを行う。

2. 取組

(1) 相談窓口の周知徹底

広報カードやチラシを作成配布し、いつでも悩みを相談できる相談窓口の周知を図る。

(2) 情報モラルの啓発

携帯・インターネット問題講習会を実施し、保護者に向けた携帯・インターネット問題についての啓発活動。

(3) 広報紙やリーフレットによる情報提供

県教育委員会広報紙やリーフレット等を通して、保護者や地域と協働していじめの問題の早期発見・解決に努める。

(4) いじめ問題の理解を深めるための広報啓発活動

生徒による自主的ないじめ防止活動について、ポスター等により、保護者、地域に周知を図る。

(5) 学校・家庭・地域の連携・協働体制の構築

社会全体で生徒を見守り育むための活動を推進。

3. 今後の取組

(1) 保護者・地域と円滑な連携

○地域ぐるみの対策推進の強化

地域の健全育成団体やコンビニ等との連携・協議の場を検討する。

○家庭、地域に開かれた環境づくり

学校・PTA・地域の関係団体等の代表者によるいじめ問題連絡会議を検討する。

(2) 保護者・地域の取組

○子育てのネットワークづくりの推進

家庭の教育機能の充実と施策の推進を図る。

○インターネット上のいじめの対応強化

情報モラル教育を充実させ、インターネット上のいじめ等への対策を図る。

○保護者、地域の学校運営への参画

学校や地域が課題を共有し、地域ぐるみで課題を解決する仕組みづくりを促す。

IV 関係機関との連携

1. 目的

いじめの内容に応じて、関係機関と連携を図り、迅速な解消と未然防止を図る。

2. 取組

(1) 警察本部との連携

○少年課・少年サポートセンターとの協議の実施

いじめを含む問題行動について、緊急時の具体的な対策を協議し、連携して対応できるようにする。

(2) 警察署との連携

○生活安全課少年係やスクールサポーターとの連携

携帯・インターネット問題に関する講習会を開催。警察 OB の効果的な活用をする。

○学校警察連絡協議会(学警連)での情報交換・共有

定期的に行われる会議に出席し、生徒の状況と対策について協議を行う。

(3) 児童相談所等との連携

○サポート会議等の開催

生徒の状況や対策等について協議を行い、関係機関と連携した支援の充実を図る。

(4) いじめ防止活動にかかわる連携

○岡山県高等学校校長協会、高等学校 PTA 連合会(高P連)、青少年健全育成協議会等に対して、いじめ防止活動へ理解と協力を依頼する。

3. 今後の取組

(1) 警察署との連携

○いじめを想定した会議の開催の検討及び緊急時の対応の強化

いじめや暴力行為等に関して、円滑な連携のもと、速やかな対応をする。

○情報モラル講習会の実施

警察官・有識者を招いて、生徒向けに携帯インターネット問題に関する講習会を行う。

(2) 児童相談所、福祉部局等との連携強化のための協議

○関係機関と連携する際の手順等をまとめたマニュアルを検討する。

(3) 法務局との連携

○人権擁護委員と連携した啓発活動

いじめに関する相談窓口の周知と、啓発活動の検討。